

# 沖縄県ワシントン駐在 活動状況報告

2023年5月  
沖縄県知事公室

# 本報告の構成(目次)

<u>1. 沖縄県ワシントン駐在について</u>	1
<u>2. ワシントン駐在の活動状況・推移について</u>	2
<u>3. ワシントン駐在の具体的な活動内容について</u>	3
<u>4. ワシントン駐在の主な活動実績について</u>	
(1)米国関係者等との面談実績が大幅増	5
(2)駐在の活動件数は、米国内で日本の代理人となつた機関の中で第1位	6
(3)米国側の各種情報の収集実績が大幅増	7
(4)米軍に起因する事件・事故が発生した際に米軍関係者に直接伝達	8
(5)ワシントン駐在主催のウェビナー開催	9
(6)P F A S (有機フッ素化合物) 問題の取組を強化	10
(7)基地問題以外の多角的な活動 (2022年度の活動)	12
(8)復帰50年の機会を捉えた情報発信	13
<u>5. ワシントン駐在活動による成果について</u>	14
<u>6. 成果事例(1)~(7)</u>	
(1)連邦議会調査局 (CRS) 報告書に沖縄の基地問題に関する正確な情報が記載	15
(2)米政府監査院 (GAO) 報告書に辺野古新基地建設の懸念事項等が記載	16
(3)米国連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会で 国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設への懸念事項が記載	17
(4)戦略国際問題研究所 (CSIS) 報告書に辺野古新基地の完成は困難であると記載	18
(5)クインシー研究所 (QI) 報告書に辺野古新基地は再検討されるべきと記載	19
(6)米戦略予算評価センター (CSBA) 報告書に辺野古新基地の課題等が記載	20
(7)米国の大学院等が主催するウェビナーに知事が登壇	21
(8)米国内の各種メディアから沖縄の基地問題等の情報が幅広く発信	22
<u>7. 駐在活動に係る経費について</u>	23
<u>8. これまでの駐在活動の評価について</u>	24
<u>9. 令和5年度活動方針</u>	25

# 1. 沖縄県ワシントン駐在について

## 目的

沖縄県は、**沖縄の米軍基地問題の解決を米国政府や米国連邦議会などに直接訴える**ため、平成27年（2015年）から米国のワシントンD.C.に駐在を配置しています。  
(全都道府県のうち、ワシントンD.C.への駐在設置は沖縄県のみ)

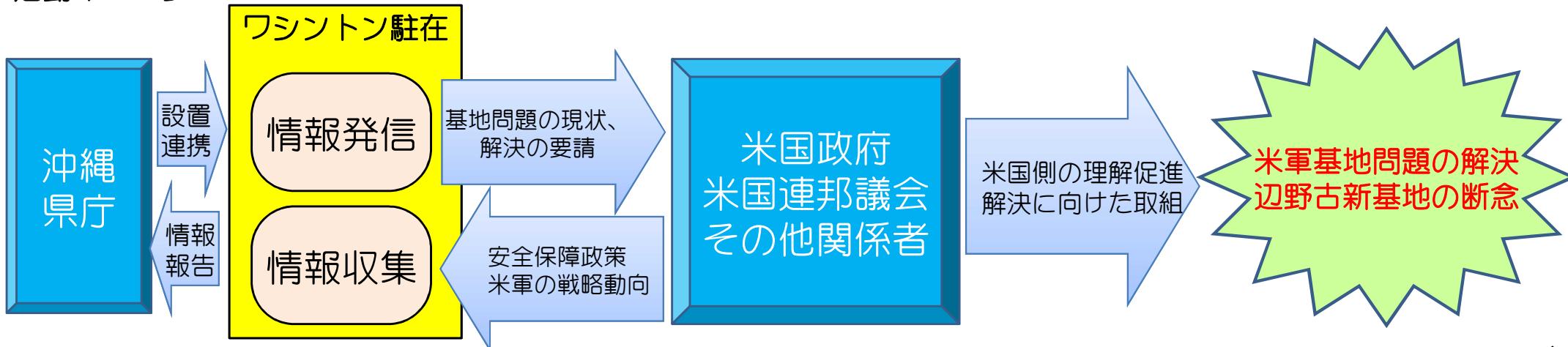
## 主な活動

米国政府や連邦議会等の関係者に対し、普天間飛行場の現状と辺野古新基地建設の技術的課題（軟弱地盤等）、PFOS漏出事故等の環境問題、多発する米軍関係の事件・事故など沖縄の正確な情報を発信するとともに、沖縄の基地問題の解決を求めています。

また、米国の安全保障政策や米軍の戦略などの最新情報をリアルタイムに収集し、沖縄県の基地政策の参考としています。

※この他、産業、観光、文化、県系人交流など基地問題以外の分野も米国向けに情報発信しています。

## <活動イメージ>



## 2. ワシントン駐在の活動状況・推移について

ワシントン駐在は平成27年（2015年）の設置以来、国内に前例や類似事例がない中で、駐在活動に必要な法律上の手続きを含め、試行錯誤を重ねつつ活動基盤を整えてきました。

ワシントン駐在設置から現在までの6年間の活動は、主に以下の3つの段階に整理できます。

平成27年度  
(2015年度)

平成28年度  
(2016年度)

平成29年度  
(2017年度)

平成30年度  
(2018年度)

令和元年度  
(2019年度)

令和2年度～  
(2020年度～)

**(1) 活動開始（キックオフ）期**

**(2) 活動継続期**

**(3) 活動拡大期**

段階毎の主な活動としては、

駐在設置から初めの2年間（2015年度、2016年度）は、

**(1) 活動開始（キックオフ）期**として、

事務所の設置、ビザの取得、F A R A（※）登録等、駐在活動に必要な環境を整えました。

また、連邦政府関係者向けの情報発信や情報収集、知事訪米対応等の活動を開始しました。

※FARA:外国代理人登録法(Foreign Agents Registration Act)。外国の機関等が米国政府や連邦議会等に働きかけるためには同法に基づく登録が必要。

次の2年間（2017年度、2018年度）は、

**(2) 活動継続期**として、

連邦政府関係者や連邦議会調査局(CRS)との面談、有識者等との会議、県系人団体との交流など、関係者とのネットワーク（信頼関係）の構築に地道に取り組みました。

その後、2019年度からは、

**(3) 活動拡大期**として、

従来の取組に加えて、国防権限法案（※）に辺野古新基地建設問題やP F O S等の問題を反映させるため、連邦議会関係者への個別面談等を増加し、積極的な働きかけを実施しています。

※国防権限法案(NDAA)は、米国の国防、安全保障に係る予算その他必要事項を包括的に定める法律。米国連邦議会で審議の上、毎年度制定される。

### 3. ワシントン駐在の具体的な活動内容について

ワシントン駐在が現地で日常的、継続的に行っている具体的な活動内容は以下の通りです。

①米国政府、米国連邦議会等の関係者と面談し、辺野古新基地建設問題や沖縄の基地問題の説明を行い、相手方の沖縄に対する理解を深めるとともに、米国側の考え方や現地の情報を収集する。

②沖縄の基地問題に関する情報を米国政府、米国連邦議会等の関係者にメール等で発信する。

③この他、連邦政府、連邦議会、調査研究機関等の公表資料や現地報道に加え、連邦議会の公聴会や安全保障関係のシンポジウム等に出席し、沖縄の基地問題に関する情報の収集・整理を行う。

④上記の活動により得られた米国の情報を日本語に翻訳の上、沖縄県庁に報告する。

上記のほか、以下の取組を隨時、実施しています。

⑤大学と連携して沖縄の基地問題に関するセミナーやシンポジウムを開催する取組や、

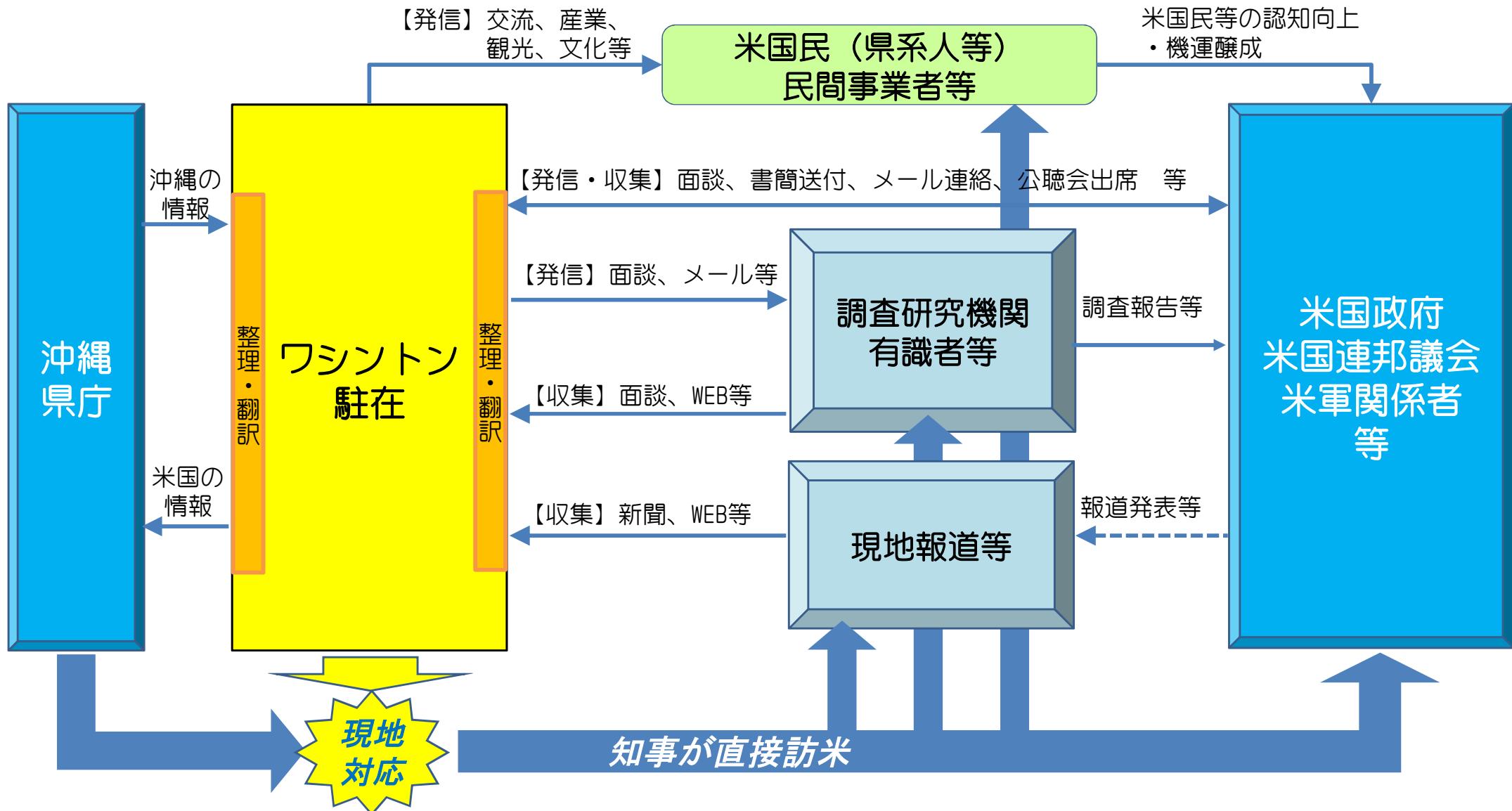
⑥県系人団体との交流活動を通じた情報発信や情報収集等の取組、

⑦知事が訪米する際の面談設定その他のコーディネートと随行

活動内容イメージは次ページへ

### 3. ワシントン駐在の具体的な活動内容について

#### <活動内容イメージ>



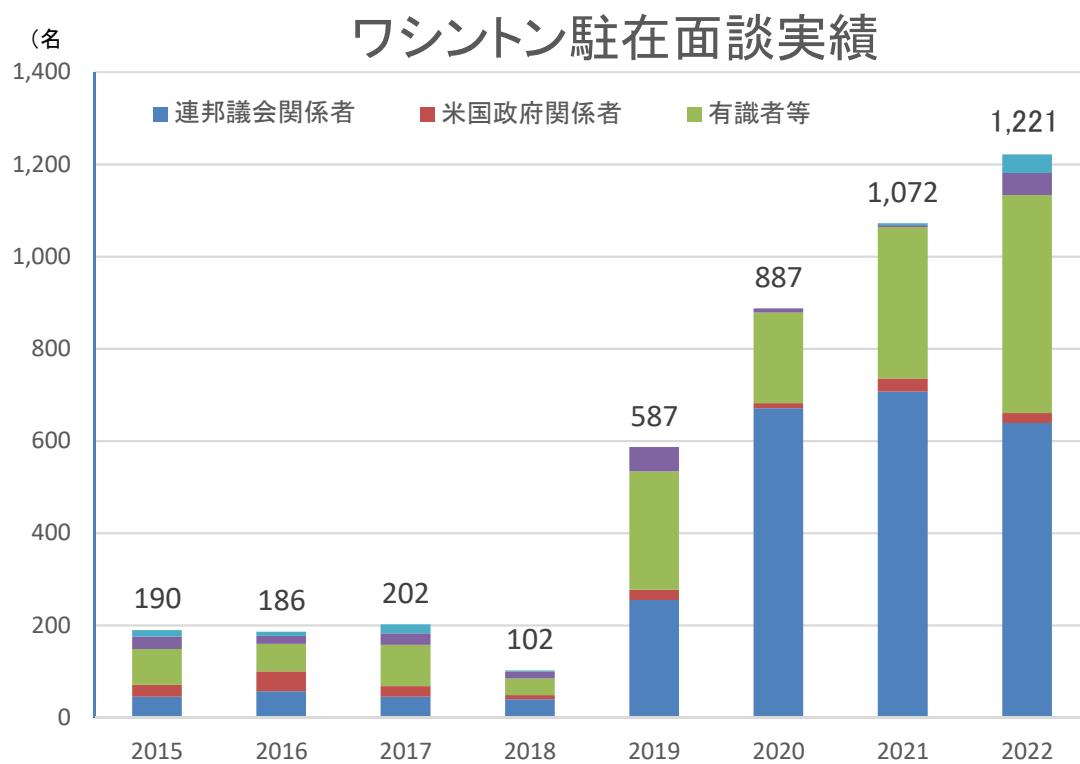
## 4. ワシントン駐在の主な活動実績について

### (1) 米国関係者等との面談実績が大幅増

駐在活動の主要ターゲットとなる米国政府及び米国連邦議会の関係者に対し、駐在が沖縄の基地問題等を直接訴える手段として、個別面談による情報発信や情報収集を行っています。

また、米国政府や米国連邦議会への影響力がある調査研究機関（シンクタンク）や有識者等に対しては、シンポジウム等に参加する有識者等に精力的に接触し、個別面談に繋げていきます。

これらの地道な取組を継続した結果、面談等の人数は、駐在を設置した2015年度実績の190名に対し、2022年度は1,221名を超え過去最高の面談実績となりました。



#### <面談イメージ>

Step 1

面談候補者の選定

事務所訪問による挨拶回り、シンポジウム参加者との会話、関係機関担当職員あてメール送付等、様々な方法でアプローチします。

単に自己紹介や名刺交換するのみならず、ワシントン駐在の活動内容等を説明し、相手方の反応を見て面談の必要性を判断していきます。

Step 2

面談の申込み

【面談内容の例】  
1 冒頭挨拶（お礼、面談目的の説明）  
2 沖縄の基地問題等の説明

- (1)辺野古新基地建設問題
- (2)PFOS等環境問題
- (3)航空機騒音、事件事故 等
- 3 相手方への具体的な要望を伝達
- 4 相手方の発言、意見交換
- 5 まとめ（お礼、連携継続の依頼）

Step 3

面談実施

面談後、お礼メールの送信や相手方への資料提供等を行います。  
その後、定期的にメール等で情報発信を行います。

Step 4

フォローアップ

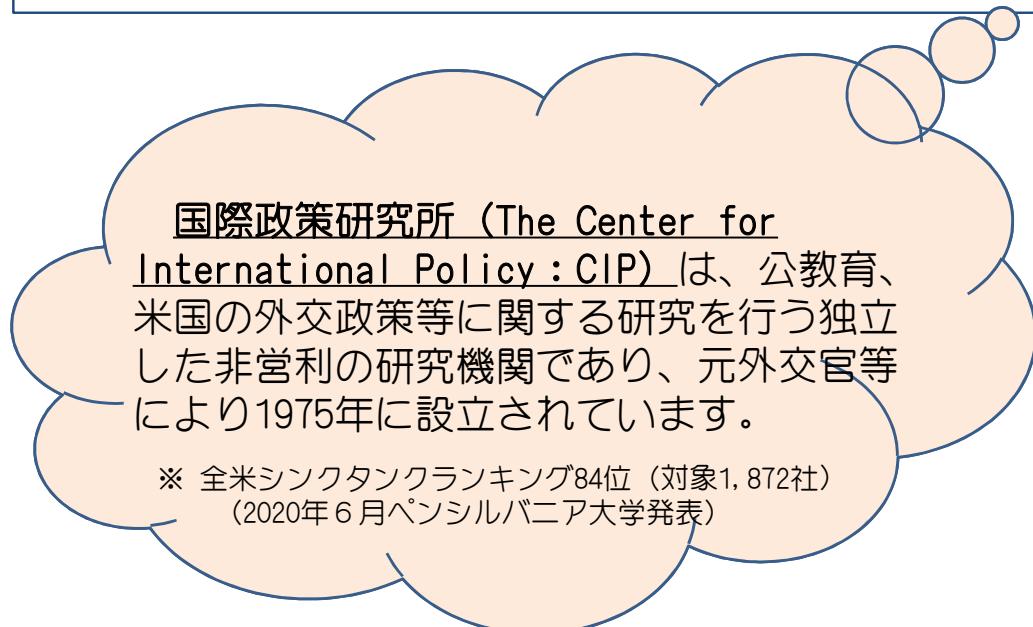
必要に応じ再度の面談を依頼

※面談人数には、個別の面談の他、シンポジウム等で意見交換を行った人数も含まれます。

## 4. ワシントン駐在の主な活動実績について

### (2) 駐在の活動件数は、米国内で日本の代理人となった機関の中で第1位

米国のシンクタンク（国際政策研究所：CIP）の調査報告によると、日本の団体等からの代理人としてFARA<sup>(※)</sup>に登録されている全51機関が2019年に報告した活動総数3,209件のうち、沖縄県のワシントン駐在が1,192件と約37%を占めており、2位を大きく引き離して1位となっています。



※FARAとは「外国代理人登録法」(Foreign Agents Registration Act)の略称です。

米国以外の国や企業・団体等が米国政府や連邦議会等に働きかけるためには、この法律に基づき代理人等の登録が必要であり、登録後も半年毎にFARA当局に活動状況を報告する必要があります。

[国際政策研究所\(CIP\)報告書「日本のアメリカへの影響」](#) (仮訳抜粋)

日本の活動は沖縄県ワシントン事務所から報告されたコンタクトが最多で1,192件と突出しており、日本の代理会社が2019年に報告した全活動の37%を占めている。

同事務所の継続的な活動は、東シナ海の諸島にある米軍基地に固執する日米政府に対する沖縄県知事及び県民の強い反対を考えれば驚くことではない。

沖縄県を代表しての圧倒的な数の活動報告は、彼らの勤勉さと、しばしば大企業が無視する報告義務への遵守の姿勢の表れである。

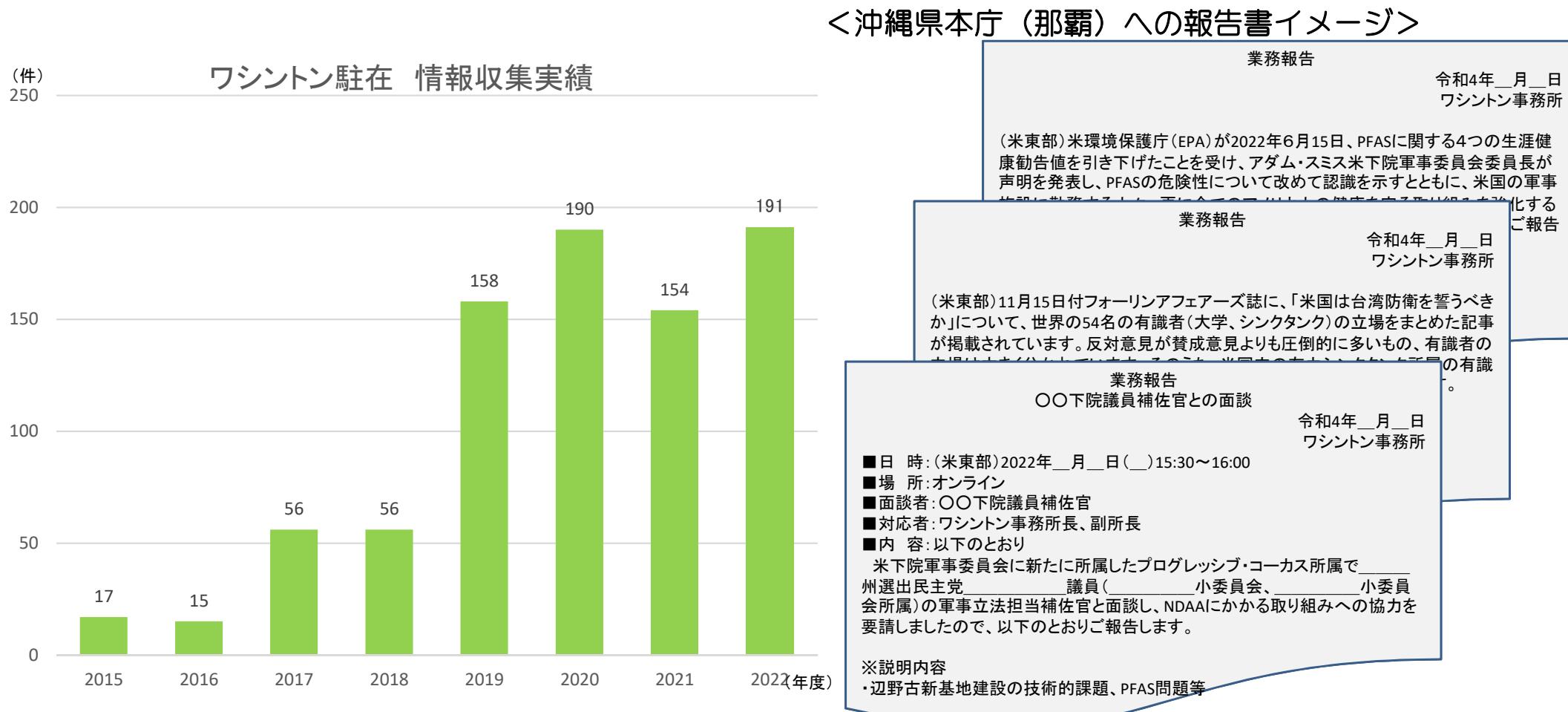
【日本の代理人事務所の活動報告件数トップ10（2019年）】

Firm Name	Contacts Disclosed
<a href="#">Okinawa Prefecture D.C. Office Inc. 沖縄県ワシントン事務所</a>	<a href="#">1,192</a>
Fratelli Group フラテリ・グループ	674
JETRO New York ジェトロ・ニューヨーク	298
MSLGROUP Americas LLC d/b/a Qorvis オービス	226
Mercury Public Affairs LLC マーキュリー・パブリック・アフェア	206
Akin Gump Strauss Hauer & Feld LLP アキン・ガンプ・ストラウス・ホーワー&フェルド LLP	128
Greenfield Law LLC グリーンフィールド・ロウ LLC	76
Comeau & Company LLC コモー社	72
JETRO Chicago ジェトロ・シカゴ	61
Kobe Trade Information Office 神戸シアトルビジネスオフィス	56

## 4. ワシントン駐在の主な活動実績について

### (3)米国側の各種情報の収集実績が大幅増

駐在は米国内において、米軍関係の現地報道や公聴会等の情報をきめ細かく情報収集するとともに、連邦政府・連邦議会関係者との面談において、非公開情報を含む最新情報等を積極的に収集しています。収集した情報は、駐在が内容を整理し日本語に翻訳した後、沖縄県本庁に報告されます。駐在の情報収集件数は、2015年度の17件から2022年度は191件と大幅に増加しています。



## 4. ワシントン駐在の主な活動実績について

### (4)米軍に起因する事件・事故が発生した際に米国関係者に直接伝達

沖縄県内で米軍の活動や米軍人等による事件・事故等が発生した場合、被害の状況や県の抗議文の内容等について、駐在から連邦政府関係者等に説明等を行い、対策の必要性を訴えています。

また、ワシントン事務所から米国政府等関係者約360名に送付するニュースレターを活用し、県内の事件・事故等の状況を情報発信しています。

#### 【主な事例】

<2016年>

うるま市における米軍属による強姦致死・殺人事件について、国務省・連邦議会等の関係者と面会

<2017年>

東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故について、国務省関係者、国防総省関係者と面談

<2019年>

北谷町における在沖海兵隊所属米海軍兵による日本人女性殺害事件について、国防総省関係者と面談

<2020年>

普天間飛行場におけるPFOSを含む泡消火剤の漏出事故について、国務省関係者と面談

<2021年>

MV-22オスプレイからの水筒落下事故等について、国務省関係者に対し、抗議要請文を送付

<2022年>

FA-18による燃料タンク投棄、那覇港湾施設におけるオスプレイ飛来等について、HPに抗議要請文を掲載、国務省関係者に送付

那覇港湾施設におけるオスプレイ飛来に係る抗議文（抜粋）

Mr. Matthew Dolbow Consul General

Re: Ospreys Flew into Naha Port Facility (Protest)

We strictly protest the event and urge the Consulate General of the United States to do the following:

1. Ask the U.S. Forces to operate the Naha Port Facility in full accordance with the primary purpose described in the “5.15 Memo”. Also request them to completely stop aircraft takeoffs, landings and training at the existing Naha Port Facility as well as its alternative facility in the future.
2. Urge the U.S. military not to increase the base burden on Okinawa through conducting operations that have never been done in the past on U.S. bases on Okinawa.
3. Ask the U.S. Forces to promptly share information with the Japanese government, which is responsible for providing the U.S. bases in Japan, in regard to the U.S. military’s operation which may pose a significant impact on local residents.
4. Cancel the deployment of Ospreys in Okinawa

## 4. ワシントン駐在の主な活動実績について

### (5)ワシントン駐在主催のウェビナー開催

ワシントン駐在は、辺野古新基地建設の技術的課題等を含め沖縄の基地問題に関する正確な情報発信するため、ウェビナー（インターネット上での講演会、説明会等）を開催しています。

併せて、米国内の大学などと連携して、米国の学生向けに沖縄の歴史や文化、沖縄における米軍基地の問題等についての説明等を主にウェビナー形式で行っています。

#### 米連邦議会関係者、米連邦政府関係者、米有識者等向けのウェビナー開催

2021年3月に、米連邦議会関係者、米連邦政府関係者、米有識者等を対象に、辺野古新基地建設の技術的課題に関する正確な情報を発信することにより、同計画の見直しに向けた米国内の議論を促すことを目的に、ワシントン駐在の主催で講演会（ウェビナー）を開催しました。

ウェビナーでは、活断層の問題、軟弱地盤の堆積状況、軟弱地盤に関する地盤調査、軟弱地盤の改良方法、設計における問題点等について、地盤工学が専門の大学准教授が技術的な視点で安全上の問題について解説しました。

#### 大学向けの講話（ウェビナー）の開催

ワシントン駐在は、米国の若い世代に沖縄への関心を持ってもらうため、隨時、米国の大学にて、講話（ウェビナー含む）を実施しています。

（令和3年度：6回）（令和4年度：6回）

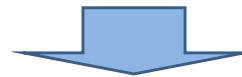
ウェビナーでは、沖縄の概要や沖縄戦、米軍基地形成の過程、現在も続く事件・事故等の負担、普天間飛行場移設問題、日米地位協定の問題等について説明しております。

## 4. ワシントン駐在の主な活動実績について

### (6) P F A S (有機フッ素化合物) 問題の取組を強化

#### ① 連邦議会関係者への働きかけ

ワシントン駐在は、連邦政府や連邦議会関係者との面談の中で毎回のように米軍基地由来の PFOS の問題を取り上げており、県内の漏出事故の状況や改善の必要性等を強く訴えています。



県内のPFOS被害状況を説明、NDAA等米国内基地の対策を米国外の米軍基地にも適用させるべき。

ワシントン駐在が面談した連邦議会議員から、**沖縄県の要望事項が反映された意見(※)** を連邦議会に提出した事例が複数出てきています (※) 2023年国防権限法案 (NDAA)への記載を求める意見



海外米軍施設のPFAS等の適切な対応、在沖米軍基地で発生した泡消火剤漏出事故等の再調査等の条項の追加

残念ながら2023年の国防権限法案 (NDAA) には反映されませんでしたが、連邦議会議員が沖縄県の要望に賛同し行動していただいたことは1つの成果と考えています。

#### ② 連邦政府への働きかけ

2022年12月15日に**米国環境保護庁 (EPA) 長官**あてに**知事名の書簡**を送付し、在沖米軍基地のPFAS関連状況の説明と、EPA基準の国防権限法への反映に向けた連携等を求めています。



米国環境保護庁 (EPA) 長官あて知事書簡 (仮訳を抜粋)

米国環境保護庁長官  
マイケル・S・リーガン 殿

全国の70%が集中する広大な在沖米軍基地の周辺から継続してPFOS等が検出されています。

PFAS得化合物が地域住民や米軍兵、子どもを含む家族に悪影響を及ぼす恐れがあります。

しかし県内の米軍基地への立入調査が認められていません。早急に基地内調査による原因特定と汚染源除去が必要です。2020年4月の普天間飛行場の泡消火剤漏出などの事故が発生しており、PFOS含有泡消火剤等の廃棄や切替が必要です。等

**米国環境保護庁 (Environmental Protection Agency : EPA)** は、日本の環境省にあたる機関であり、水、大気等環境の保護・保全等を実施しています。

## 4. ワシントン駐在の主な活動実績について

### (6) P F A S (有機フッ素化合物) 問題の取組を強化

[前ページから続き](#)

#### ③ 日米の関係者との連携による働きかけ

##### a. 米国内の団体等との連携

駐在単独の働きかけのみならず、**米国内にネットワークを有する民間団体と連携し**、同団体から米国各地の連邦議会議員等に働きかけてもらうなどの取組を行っています。

例えば、**アジア太平洋系アメリカ人労働者連合 (APALA)** や元米軍人による平和団体**ベテランズ・フォー・ピース**等との連携があります。

**アジア太平洋系アメリカ人労働者連合 (Asian Pacific American Labor Alliance : APALA)** は、1992年に設立、全米に20余の支部と60万人の会員を有し、連邦議会議員等への影響力を有しています。

**ベテランズ・フォー・ピース (Veterans for Peace : VFP)**は、1985年、米国で従軍経験のある元軍人(ベテランズ) 等で構成する国際的な平和団体です。全米、全世界に約8000人、支部140を有し、国連NGOに認定されています。

両団体をはじめ全米各地にネットワークを有する団体と連携し、沖縄の米軍基地問題を広く発信することにより、米国内関係者等の理解を深める効果が期待できます。

##### b. 日本国内の関係者等との連携

日本国内の関連団体と連携して、環境問題に关心の高い民主党議員連盟 (**プログレッシブ議員連盟**) **に働きかけを行っています**。

その後、昨年12月に日米のプログレッシブ議員連盟に所属する議員57名（米国14名、日本43名）の連名により、米国連邦議会に対し**PFAS対策の強化を求める共同書簡が提出されました**。

日米プログレッシブ議員連盟共同書簡（仮訳を抜粋・要約）  
上院・下院軍事委員会委員長及び筆頭理事 殿

現在審議中の国防権限法（NDAA2023）の上下両院の現在の法案に含まれるPFAS関連条項は、米国内及び日本を含む在外の米軍基地に適用されるべき。

PFASは、米国内及び日本を含む在外米軍基地において、数十年にわたり使用され、基地周辺に住む人々は長期にわたって危険にさらされ続けてきた。

私たち国会議員は、市民を守る立場にあり、PFASの悪影響を食い止めるため、あらゆる努力をしなければならない。

私たち日米の国会議員は、NDAAにPFAS関連の条文が含まれたまま国防権限法を成立させることを強く要請する。

## 4. ワシントン駐在の主な活動実績について

### (7) 基地問題以外の多角的な活動（2022年度の活動）

#### ① 国際機関への働きかけ

国連事務次長の中満泉氏と面談（7月22日）

⇒新たな建議書を手交し、復帰50周年記念女性活躍推進シンポジウムにおける基調講演を依頼

#### ② 観光誘客、物産振興等の取組

- 2022 Japanese Food Expo in Los Angeles（9月24日）でJETROと連携（日本食紹介イベント）
- Embassy Chef Challenge（10月13日）で日本大使館と連携（日本食紹介イベント）
- Travel Adventure Show (NY)（1月28～29日）へJNTOと共同出展で連携（旅行博）

#### ③ ワシントンD.C.における全米桜祭りへの出店（4月9日～10日）

自治体国際化協会ニューヨーク事務所と連携し、沖縄県人会によるブース運営の協力のもと、「さくら祭り—ジャパニーズストリートフェスティバル」に出展し、沖縄の魅力等を紹介

#### ④ 県系人ネットワークとの連携

世界のウチナーンチュ大会後に米国内県人会とのオンライン座談会を開催（12月17日）

#### ⑤ ジョージ・ワシントン大学（沖縄コレクション）との連携

- 本土復帰50周年の取組として、沖縄の基地問題等に関するウェビナー実施（2月24日）
- 知事訪米に合わせてジョージワシントン大学と共にシンポジウム実施（3月9日）
- 沖縄コレクションと共にPFAS問題ドキュメンタリー上映・トークセッション実施（3月24日）

## 4. ワシントン駐在の主な活動実績について

### (8) 復帰50年の機会を捉えた情報発信

#### ① 新たな建議書（英語版）の情報発信

復帰50年にあたり沖縄県が策定・発表した「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」について、ワシントン事務所のホームページに掲載するとともに、米国連邦政府、連邦議会、国連、米国内の市民団体、県人会等の関係各所にメールで配付して発信しています。

#### ② 米国内の日系団体が主催するイベントに知事メッセージ提供

全米有数の日米交流団体であるジャパンソサエティーが主催するウェビナーについて、同団体からの求めに応じ、知事メッセージを提供しています（2022年6月8日）

#### ③ 米国内メディアからの取材等の対応

沖縄県本庁と連携し、米国内の各種メディアから要望のある知事インタビューをはじめとする各種取材について、事前の連絡調整や取材後のフォロー（報道状況の情報収集、取材者への面談等）を行っています。

##### ＜主な事例＞

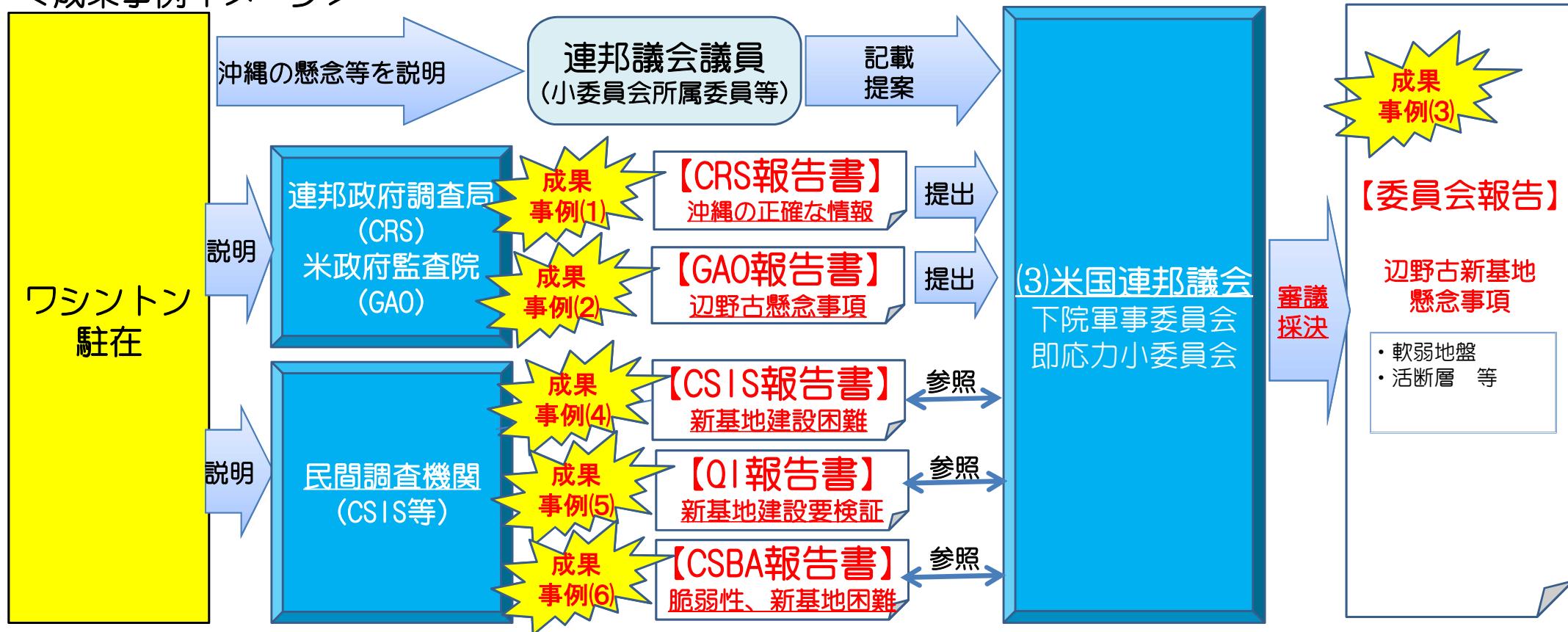
- ・日本外国特派員協会加盟メディア（2022年5月6日）
- ・米国議会向けメディア（CQ Roll Call）（2022年8月18日）
- ・米国Web系メディア（The Empire Files）（2022年10月5日）

## 5. ワシントン駐在活動による成果について

ワシントン駐在の地道な働きかけを通じて、沖縄の基地問題の正確な情報や辺野古新基地建設問題に関する沖縄県の考え方等について、米国政府、米国連邦議会等関係者の認識が深まりつつあります。

連邦議会調査局（CRS）などの公的な調査機関の報告書に沖縄の基地問題が記載されたこと等により、米国連邦議会で沖縄県が訴えてきた課題が審議・採決される等の意義のある事例が出てきています。

### ＜成果事例イメージ＞



成果事例(1)～(6)の内容は次ページ以降をご覧ください。 14

## 6. 成果事例(1)

### (1)連邦議会調査局 (CRS) 報告書に沖縄の基地問題に関する正確な情報が記載

連邦議会調査局 (CRS) の報告書において、沖縄の米軍基地の規模について「在日米軍全施設の約25%」と記載されていたところ「在日米軍専用施設・区域の約70%」と修正されました。 (2019. 6. 13)  
また、普天間飛行場の辺野古移設は「県民投票で72%が反対」と記載されました。 (2019. 10. 1)

連邦議会の法案審議に当たり活用される報告書に沖縄の過重な基地負担の状況や沖縄県民の思いが記載されることにより、在沖米軍基地の整理・縮小が必要との機運が高まる効果が期待できます。

米国連邦議会調査局 (Congressional Research Service : CRS) は、1970年からアメリカ議会図書館に設置されている立法補佐機関です。

立法問題に関する調査報告書等の連邦議会への提供、議員及び委員会の個別依頼への対応等を行っています。

※ 全米シンクタンクランキング78位 (対象1,872社)  
(2020年6月ペンシルベニア大学発表)

CRSの報告書に適切な記載がされることにより、米国政府の政策決定や米国連邦議会の法案審議に当たり、沖縄の基地問題が正確に理解され、考慮されることが期待できます。

#### 連邦議会調査局報告書 日米同盟 (2019年6月13日) (仮訳抜粋)

米国占領の遺産とその極めて重要な戦略的位置から、沖縄は、不均衡な在日米軍駐留の負担を受け入れている。日本の国土面積の1%に満たないにもかかわらず、沖縄は在日米軍兵士5万4000人の半数以上及び全在日米軍専用施設・区域の約70%を受け入れている。

沖縄出身者の多くは、広大な米軍の駐留に対し苛立ちを感じており、波乱な歴史と日本「本土」および米国との複雑な関係を一部反映している。

#### 連邦議会調査局報告書 日米関係：議会の課題 (2019年10月1日改訂) (仮訳抜粋)

ほとんどの沖縄県民は、政治的、環境的、そして生活の質的など複合的な理由からアメリカの新基地建設を反対しており、普天間の代替施設を県外に移転させることを要求している。2019年の2月に、米軍の移転について、沖縄県は法的拘束力のない県民投票を行った。投票者数のうち、およそ72%が新基地建設に反対した。

## 6. 成果事例(2)

### (2)米政府監査院 (GAO) 報告書に辺野古新基地建設の懸念事項等が記載

米政府監査院 (GAO) の報告書において、

- ・辺野古の普天間代替施設の滑走路は緊急発着する固定翼機にとって短すぎる。
- ・代替滑走路を県内で選定するまでは任務に必要な要件を満たさないとの課題が未解決である。等と指摘されています。

連邦議会の法案審議に当たり活用される報告書に普天間代替施設の機能上の欠陥等の課題が記載されることにより、辺野古新基地建設計画の再検証に繋がることが期待できます。

米政府監査院 (Government Accountability Office : GAO) は、米国連邦議会の付属機関として、連邦予算の支出や政府機関の活動を監査する役割を担っています。

連邦議会に対して、客観的な事実に基づいた情報を適宜提供することとされています。

GAOの報告書に適切な記載がなされることにより、米国政府の政策決定や米国連邦議会の法案審議に当たり、沖縄の基地問題が正確に理解され、考慮されることが期待できます。

米政府監査院連邦議会向け報告書 (2017年4月) (仮訳抜粋)

<普天間代替施設の滑走路の長さの縮小>

- 国防省は、キャンプシュワブにおいて計画されている滑走路の機能上の欠陥について完全な解決をしていない。
- V字型の2本の5,900フィートの滑走路が建設予定だが、むしろ、海兵隊幹部によれば、これは特定の航空機にとっては短すぎるという。
- 普天間飛行場を失うことは、当該地域での固定翼機の緊急着陸場の喪失、また、国連が滑走路を使用できないことにも繋がるという状態は依然として変わらない。
- 国防省は、沖縄において任務要件を満たす別の滑走路を特定し、この問題の解決に資するため日本政府に提示する可能性があると述べた。
- キャンプシュワブにおいて、必要な能力を持たない滑走路の建設を計画することによって、さらには、現地調査が完了し、必要な能力を満たす代替滑走路を選定するまでは、国防省は、必要な任務要件を満たさないという危険を冒すことになるわけであり、この問題は未解決のままである。

## 6. 成果事例(3)

### (3)米国連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会で国防権限法案に関する書面に 辺野古新基地建設への懸念事項が記載

2020年6月23日の下院軍事委員会即応力小委員会の国防権限法審議に当たり、関連資料に沖縄県が要望していた普天間代替施設に関する懸念事項等が記載され、採決されました。

この後、上部組織の下院軍事委員会では採用に至りませんでしたが、米国連邦議会の法案審議の過程で初めて辺野古新基地の懸念が採決されたことは大きな意義があると考えています。

米国における国防権限法 (National Defense Authorization Act:NDAA) は、国防予算の大枠や主な国防政策を決めるために議会が毎年承認する法律です。

同法の内容は、国防総省権限、軍建設権限、エネルギー省国家安全権限及びその他権限など多岐にわたっています。

米国連邦議会の上・下院軍事委員会の審議の過程で沖縄の基地問題が考慮され、同法案に反映されることで、米国内において辺野古新基地建設問題を含む沖縄の基地問題への具体的な対応が行われることが期待できます。

#### 【即応力小委員会の資料の内容】 (以下、仮訳抜粋)

軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。

軍事委員会は、このプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する。

軍事委員会は、2本の活断層と50メートルの深海が建設予定地の近くに存在することに注意を促したい。

加えて、委員会は、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識している。

よって、委員会は、国防総省長官に対し、下院軍事委員会に普天間代替施設に関する報告書を2020年12月1日までに提出するよう指示する。報告書には最低限、以下の事項が含まれなければならない。

- (1)建設予定地地下のN値の検証結果を含む海底の詳細状況
- (2)海底の地盤強化を含む懸念事項に対する改善案
- (3)環境全体、サンゴ礁、そして特に海洋哺乳類などへの影響に対する解決策の提案などのパブリックコメントの機会を含む、更なる環境計画
- (4)50メートルの海溝に関する活断層及び海底地震の危険性の評価
- (5)当該施設の軍事目的に鑑みた海底と地震活動に関する評価

## 6. 成果事例(4)

### (4) 戦略国際問題研究所 (CSIS) 報告書に辺野古新基地の完成は困難であると記載

戦略国際問題研究所 (CSIS) が2020年11月に発表した報告書において、辺野古の普天間代替施設の計画は困難続きであり、完成することはないように思われる。との指摘がなされています。

米国トップクラスのシンクタンクであり、米国政府や米国連邦議会への影響力を有する同研究所からの指摘であることから、今後、辺野古新基地建設の断念に繋がる展開の可能性が期待できます。

戦略国際問題研究所 (Center for Strategic and International Studies : CSIS) は、外交・防衛・安全保障・エネルギー問題などに強みをもつアメリカの民間シンクタンクです。

ワシントンDCに本部を置き、アメリカの歴代政権に外交・防衛・安全保障を中心とする政策提言を行っています。

※ 全米シンクタンクランキング1位（対象1,872社）  
(2020年6月ペンシルベニア大学発表)

CSISの報告書に適切な記載がされることにより、米国政府の政策決定や米国連邦議会の法案審議に当たり、沖縄の基地問題が正確に理解され、考慮されることが期待できます。

#### 戦略国際問題研究所 (CSIS) 調査報告書 (2020年11月) (仮訳抜粋)

沖縄／グアム／日本：海兵隊は、グアム（日本の本州、ハワイ、そして米国本土にも移転するが）に部隊を移転し沖縄の駐留負担を軽減する長期的な取り組みの最中である。現行計画は在沖海兵隊数を2027年までに半数の11,500名にすることである。

日本政府がグアムでの膨大な施設建設費の殆どを支払っており、建設は進んでいるが、工期は繰り返し遅延している。9月に、海兵隊は、グアム人を祖先に持つ海兵隊大将から名前をとった、新基地キャンプ・ブラズの運用を開始した。グアムには海兵隊員が僅か1300名恒久駐留するのみのようで、更に3700名が島にローテーション配備される予定である。これは、全隊員がグアムに恒久的に配備されるという当初の想定から変更している。

再配備の取組には、比較的住民が少ない沖縄の北部のキャンプ・シュワブにおける普天間代替施設と呼ばれる新航空施設の建設も含まれる。この計画は困難続きで、完成予定期が2030年に再度延期され、費用は跳ね上がっている。これが完成することなどないように思われる。

## 6. 成果事例(5)

### (5) クインシー研究所 (QI) 報告書に辺野古新基地の現行計画は再検討されるべきと記載

クインシー研究所 (QI) が2022年6月に発表した報告書において、辺野古の普天間基地代替施設の現行計画は、軟弱地盤等の重大な技術的課題があり再検討されるべき。との指摘がなされています。

ワシントンDC拠点のシンクタンクとして米国政府や米国連邦議会への影響力を有する同研究所からの指摘であることから、今後、辺野古新基地建設の断念に繋がる展開の可能性が期待できます。

クインシー研究所 (Quincy Institute for Responsible Statecraft:QI) は、「米国の外交政策を終わりなき戦争から引き離し、国際平和を追求する活力あふれた外交に変える」という理念を掲げ、2019年12月に設立されたシンクタンクです。

ワシントンDCに本部を置き、外交・防衛・安全保障を中心とする政策提言を行っています。

QIの報告書に辺野古新基地建設の課題等の記載がされることにより、米国政府の政策決定や米国連邦議会の法案審議に当たり、沖縄の基地問題が正確に理解され、考慮されることが期待できます。

クインシー研究所 (QI) 調査報告書 (2022年6月) (仮訳抜粋)

普天間の海兵隊飛行場とその代替問題についても、依然として論争の的となっている。第3海兵遠征旅団が日本国内の別の場所に移転できるのであれば、第36海兵航空団とそれが保有するMV-22のための近隣の代替地も探せるかもしれない。

特に、辺野古の普天間基地代替施設の現行計画は、軟弱で深い海底の上にV字型の埋立滑走路を完成させるという忍るべき技術的課題を考えると、再検討されるべきであろう。

このプロジェクトは費用が高騰しており、技術的な障害だけでなく地元の抵抗もあって、2030年代初頭以降にさらに遅れることは必至である。辺野古の代替施設が予定通り完成しても、滑走路は地盤沈下の為に定期的な補修が必要で、特にミサイル攻撃に弱い。もっと良い方法は、現在の埋め立て計画を縮小して、主にキャンプ・シュワブ内にヘリポートを設置し、現在普天間飛行場に配備されているヘリコプターやMV22の一部を受け入れができるようにすることかもしれない。暫定措置として、海兵隊を地域に配備する他の選択肢を検討する一方で、普天間飛行場の運用を大幅に縮小し、地元住民への悪影響と危険を軽減することができる。

## 6. 成果事例(6)

### (6)米戦略予算評価センター (CSBA) 報告書に辺野古新基地の課題や基地の脆弱性等が記載

米戦略予算評価センター (CSBA) の報告書において、沖縄の米軍基地は先制攻撃に対する脆弱性があること、在日米軍専用施設の約70%が集中していること、辺野古新基地建設の費用と期間が未定であり、米軍にとって運用上の有用性は限定的であること等が記載されました。

連邦議会の法案審議に当たり活用される報告書に、在沖米軍の集中による脆弱性や辺野古新基地の各種課題が記載されることにより、辺野古新基地建設計画の再検証等に繋がることが期待できます。

米戦略予算評価センター (Center for Strategic and Budgetary assessment: CSBA) は、ワシントンD.C.を拠点として1983年に設立された独立・非営利のシンクタンクであり、米国の防衛政策、軍事計画、予算を専門としています。

CSBAの報告書に適切な記載がされることにより、米国政府の政策決定や米国連邦議会の法案審議に当たり、沖縄の基地問題が正確に理解され、考慮されることが期待できます。

米戦略予算評価センター報告書 (2022年11月18日) (仮訳抜粋)

沖縄は（略）その重要性にもかかわらず、多くの批評家は沖縄の価値や、中国本土に近いという理由で在沖米軍の生存能力を広く疑問視しており、島内のインフラと部隊への投資を減らすよう求める声もある。

沖縄のような場所は、その近接性と先制攻撃に対する脆弱性から、PLAの大きな脅威にさらされており、沖縄の重要な基地を持続的に活動させることは大きな課題である。

（略）

沖縄は、日本に駐留する5万人以上の米軍関係者の半数以上と、在日米軍専用使用施設・区域の約70%を受け入れている。

海兵隊普天間飛行場は、はFRFに移転する予定だが、この計画の費用と期間は基本的に未定である。日本にとっての機会費用は増大し、米軍にとっての運用上の有用性は限定的であると見られている。

FRFは、PLAの脅威などに対する反撃や受動・能動的な防衛など、同盟が効果的に機能するための態勢回復のための資産から多大な資源を流用している。

## 6. 成果事例(7)

### (7) 米国の大学院等が主催するウェビナーに知事が登壇

これまで、駐在はニュースレター等で有識者に対して情報発信を行い、ネットワークの構築に努めてきたところ、米国の大学院等が主催するウェビナーに知事の登壇等の依頼がありました。

2021年5月に東西センターワシントンDC支部主催で万国津梁会議の提言書を議論するための米国向けのウェビナーが開催されました。

玉城知事は、万国津梁会議の提言を活用して、日米両政府に対し、在沖米軍基地の一層の整理縮小、負担軽減に向けた取組を要請したいと考えていること等を述べたビデオメッセージを寄せました。

2021年12月にジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院（SAIS）主催で普天間飛行場等、沖縄の米軍基地問題をテーマとしたウェビナーが開催され、玉城知事が登壇しました。

玉城知事は、普天間飛行場・辺野古新基地建設問題を中心に講演し、本問題は、沖縄で起きていることだが、米国も当事者であり、米国民も自分ごととして捉え、連邦政府や連邦議員等に訴えて頂きたい旨を説明しております。

東西センター（イースト・ウエスト・センター）は、米国とアジア・太平洋諸国間の相互理解と関係強化、平和で安定し繁栄したアジア・太平洋共同体構築の促進を目的に、米国連邦議会によりハワイ州に設立された国際的認知度の高い教育研究機関です。

ジョンズ・ホプキンス大学ポールHニッツェ高等国際関係大学院（SAIS）は、ワシントンD.C.に本拠を構える国際関係学/国際経済学に特化した大学院で、国際関係学の分野で世界トップクラスの大学院です。

知事が直接メッセージを発信することにより、全米及び世界の研究機関に、沖縄県の基地問題が正確に理解され、これら研究機関の調査報告書等に反映されることで、米国政府や連邦議会に考慮されることが期待できます。

## 6. 成果事例(8)

### (8) 米国内の各種メディアから沖縄の基地問題等の情報が幅広く発信

本土復帰50周年を踏まえ沖縄県から発信を強化した結果、米国内の各種メディアから沖縄の基地問題等の現状、課題、知事の考え方等についての記事が数多く掲載され、広く発信されています。

2022年5月6日付ワシントンポスト紙に、復帰50周年を前に、玉城知事が日本政府に対し中国との緊張緩和に努め、平和的外交を求めたことを報道する記事が掲載されました。

この記事はAP通信社配信となっており、現地時間同日午後までに米全国版有力紙を含め米国内で20を超える電子版ニュースに掲載されました。

2022年5月15日付で、ミリタリー・タイムズ電子版に、沖縄本土復帰50周年の節目に基地負担の削減を日本政府に要請する沖縄の様子を伝える報道がありました。

同記事はAP通信社配信となっており、U.S.ニュース&ワールドレポート紙を始め、広く米国の地方紙に掲載されました。

2022年10月19日付けCQロール・コール紙電子版に、8月に来日し、玉城知事にインタビューを実施した記者の執筆による、沖縄県の基地問題に関する報道記事が掲載されました。

玉城知事は、約140万人が暮らす沖縄県に広がる米軍の存在は、多くの民間人に明らかな不安を与えていた等の主張について記載されています。

ワシントンポスト紙は、ワシントンD.C.内発行の日刊紙であり、ワシントン都市圏で最も多く発行され、米国全土にも多くの読者がいるとされています。

ミリタリー・タイムズ紙は、軍事関係者にとって重要な問題を取り扱う独立した報道機関として活動しているとされています。

CQロール・コール紙は、米国連邦議会のニュースを専門に扱うメディアであり、連邦議会関係者等に広く購読されています。

米国内の各種メディアから幅広く記事が配信されることにより、米国内の関係者や一般市民等における沖縄県の基地問題や沖縄県の考え方への理解が深まり、米国政府や連邦議会の政策への反映に繋がることが期待できます。

## 7. 駐在活動に係る経費について

ワシントン駐在の活動に係る経費は、「ワシントン駐在員活動支援事業費」で支出しています。

平成27年度から令和4年度までの予算実績は以下の通りです。平均すると年間約6千736万円の予算規模となっています。

なお、令和5年度予算については、円安や物価高騰のため経費を見直した結果、74,944千円（前年度比10,176千円の増）を計上しています。

「ワシントン駐在員活動事業費」実績額（令和5年度は予算額）

(千円)

	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
旅 費	2,336	1,755	1,939	1,444	2,567	58	0	1,672	2,791
委託料	71,939	64,822	67,938	61,930	66,801	60,442	63,622	62,066	72,153
合計額	74,275	66,577	69,877	63,374	69,368	60,500	63,622	63,738	74,944

【予算の主な内容】※金額は令和5年度予算額

<旅費>予算額 2,791千円

(内容) ワシントン駐在の沖縄米国往復の出張に係る経費

<委託料>予算額 72,153千円

(内容)

① ワシントン駐在運営支援 40,255千円

- ・事務所家賃、備品・消耗品購入、電話代等
- ・現地職員給与、福利厚生、涉外活動等その他
- ・海外障害保険、・弁護士、会計士費用

② 駐在員活動支援 31,898千円

- ・連邦議会議員等との面談設定、助言等
- ・駐在職員の米国での情報発信等活動支援
- ・諸経費等

## 8. これまでの駐在活動の評価について

ワシントン駐在は、設置以降の8年間で米国関係者への情報発信や情報収集等の活動を段階的に拡大・強化し、一定の成果が表れています。

一方、辺野古新基地計画の断念など、米国の政策への反映については未だ道半ばの状況であり、これまでの成果を今後に活かすためにも継続した取組が必要です。

特に今後は、市民団体等とも連携した積極的、日常的かつ継続的な働きかけが重要となります。

これらのことから、今後もワシントン駐在の活動を継続し、更なる取組の強化が必要と考えます。

なお、駐在活動に係る予算については、引き続き効率的な執行に努める必要があります。

### ＜事例:国防権限法案への沖縄条項反映を目指す取組の評価＞※継続的な働きかけより小委員会採決を達成

(1)活動開始(キックオフ期) (2)活動継続期 (3)活動拡大期 更なる取組強化

連邦議会で沖縄関連条項が記載された関連法案が成立

設置以降の6年間の駐在活動により、小委員会に辺野古新基地計画の懸念事項が採決されたことは大きな意義あり。  
今回は上部組織の軍事委員会では採択に至らなかつたことから、今後さらなる取り組みが必要。

軍事委員会で沖縄関連条項の記載、採決

採決を目指し取組強化

連邦議会議員の理解と協力

採決を目指し取組強化

政府関係職員の理解と協力

小委員会上程、採決

採決を目指し取組強化

調査機関等の理解と協力

沖縄の基地問題の理解、沖縄への協力意向

活動を継続、強化  
関係者とのネットワークを構築

事務所設置、FARA登録

沖縄の認知、一般的な沖縄情報の理解

米国連邦議会

上院・下院本会議

軍事委員会

即応力小委員会

平成27年度  
(2015年度)

FARA更新

FARA更新

FARA更新

FARA更新

FARA更新

FARA更新(必須)

【時間経過】

平成28年度  
(2016年度)

平成29年度  
(2017年度)

平成30年度  
(2018年度)

令和元年度  
(2019年度)

令和2年度～  
(2020年度～)

連邦議会議員  
(軍事委員会、外交委員会等)

米国政府関係職員  
(国防総省、国務省等)

政府系機関(CRS、GAO等)

駐在基盤(FARA登録等)

FARAは駐在活動に必須。  
更新は継続的な活動実績が必要。

【施策対象】

## 9. 令和5年度活動方針

米国政府や米軍において、辺野古新基地建設問題やP F A S問題を始めとする沖縄の基地問題の解決に資する政策に反映されるよう、ワシントンD.C.における活動を強化します。

特に、米国内市民団体等との連携による連邦議会等への働きかけや情報収集の強化に取り組みます。

### 【主な取組】

#### (1) 情報発信の更なる強化（情報の内容の改善等）

- ア 英訳資料の積極的な発信（統計資料集、要請文、Q & A、他国調査結果、県議会議事録等）
- イ 動画コンテンツの発信（米軍基地の歴史、過重な基地負担、事件・事故、日米地位協定、普天間・辺野古問題等）
- ウ 復帰50年の機会を捉えた情報発信（復帰前後から現在までの沖縄の基地の状況、基地跡地の発展等）

#### (2) 情報伝達の強化（関係者とのネットワーク）

- ア 連邦政府・議会関係者フォローアップ（知事訪米後のフォロー、連邦議員の沖縄への招へいに係る取組含む。）
- イ 米国内県系人ネットワークとの連携、インフルエンサー活用（情報提供、県内への招へい等）

#### (3) 情報収集の強化（公開・非公開情報、最新動向等）

- ア 米国内専門家・実務者との連携、米国内大学・シンクタンクとの連携
- イ 上記専門家等と連携した情報の分析・共有（委託調査の検討含む）

#### (4) 米軍基地関連以外の活動の強化（活動の多角化）

- ア ワシントンD.C.以外への活動（国連との連携によるS D G S関連の情報発信等）
- イ 米国内のイベント等への参画等による沖縄の文化、観光、物産等の情報発信